

学校法人新潟科学技術学園 一般事業主行動計画

(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法)

学校法人新潟科学技術学園の職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい労働環境を整備するため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 : 専任教育職員に占める女性の割合を30%以上にする

(女性活躍推進法)

<取組内容>

- 令和4年4月～ 女性の積極的採用及び活躍推進の重要性について、教職員に向けた意識啓発を検討する。
- 令和4年4月～ 教員採用の際に考慮し、積極的な採用に努める。

目標2 : 管理職(課長以上)に占める女性専任事務職員の割合を20%以上にする

(女性活躍推進法)

<取組内容>

- 令和4年4月～ 係長及び課長補佐を対象としたマネジメント研修の実施や目標管理制度等による育成を図る。
- 令和4年4月～ 帰りやすい職場風土に向けた管理職自身の勤務管理時間の徹底を行う。

目標3 : 計画期間内において、専任事務職員各人の超過勤務の年間時間数が前年比を上回らないようにする

(次世代育成支援対策推進法)

<取組内容>

- 令和4年4月～ 各課長等は、課員に所定時間内での業務終了について意識付けを行う。
- 令和4年4月～ 特定個人に超過勤務が集中しないよう、業務命令に係る指揮命令システムを徹底する。課長は課員の業務遂行状況を把握した上で均等に業務分担する。
- 令和4年度～ 勤怠管理システムの導入により、所定の勤務時間内に業務を完了する意識を醸成する。

目標4 : 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間10日以上とする

(次世代育成支援対策推進法)

<取組内容>

- 令和4年4月～ 上司が年次有給休暇の取得状況を管理し、閑散期に積極的な有給取得を進める。
- 令和4年度～ 勤怠管理システムの導入により、各人が有給取得状況を把握しやすくする。

労働者に占める女性労働者の割合(令和4年3月31日現在)

区分	男	女	合計	女性割合
専任教育職員	86	33	119	28%
専任事務職員	40	26	66	39%
特任教員	3	2	5	40%
任期付職員	0	1	1	100%
研究系職員	1	2	3	67%
派遣職員	0	20	20	100%